

ID: 3029

担当部署: 総務課

処分の概要	販売営業の許可		
法令名称 根拠条項	火薬類取締法 第5条		
法令番号	昭和25年法律第149号		
【基準】 法第5条から第7条までの規定による。 (販売営業の許可) 第5条 火薬類の販売の業を営もうとする者は、販売所ごとに、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造業者が、その製造した火薬類をその製造所において販売する場合は、この限りでない。 (欠格事由) 第6条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条又は前条の許可を与えない。 (1) 第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなつた後、3年を経過していない者 (3) 心身の故障により火薬類の製造又は販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの (4) 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前3号のいずれかに該当する者があるもの (許可の基準) 第7条 経済産業大臣又は都道府県知事は、第3条又は第5条の許可の申請があつた場合には、その申請を審査し、第3条の許可の申請については左の各号に適合し、第5条の許可の申請については第3号及び第4号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。 (1) 製造施設の構造、位置及び設備が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2) 製造の方法が、経済産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (3) 製造又は販売の業を適確に遂行するに足る技術的能力があること。 (4) その他製造又は販売が、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障のないものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	令和5年10月31日